

Title	マンデヴィル『公営売春宿弁護論』について
Sub Title	On Mandeville's A modest defence of publick stews
Author	壽里, 竜(Susato, Ryu)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2018
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.111, No.1 (2018. 4) ,p.51- 67
JaLC DOI	10.14991/001.20180401-0051
Abstract	
Notes	解説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20180401-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



マンデヴィル『公営売春宿弁護論』について

壽里 竜*

1. マンデヴィルと『蜂の寓話』について

オランダ生まれの医師・著述家バーナード・マンデヴィル（1670-1733）の名前は、経済思想史においては、『蜂の寓話』の著者として刻まれている。そもそもこの本は、1705年に『ブンブンうなる蜂の巣』（*The Grumbling Hive*）というタイトルの四行詩として出版されたが、ほとんど世間の注目を集めることはなかった。その後、1714年に、その詩に対する評注と、論説「美德の起源についての考察」が加えられ、『蜂の寓話』というタイトルで出版されたが、この時点でも注目されなかった。さらに評注が増補され、いくつかの論説が追加された1723年版で、たちまちその過激な主張が世間の批判を集めることになる。

『蜂の寓話』冒頭の四行詩においてマンデヴィルは、次のような寓話を描き出す。ある活気あふれる蜂の巣があったが、そこには飲酒や贅沢といった悪徳が蔓延していた。そこへ神ユピテルが現れ、すべての蜂に対して品行方正に振る舞うようにと命じると、蜂たちは清く正しく生きるようになった。ところが、それまでにぎわっていた酒屋も仕立屋もすっかり商売が成り立たなくなってしまう。この四行詩はこう締めくくられている。「それゆえ不平はやめよ。馬鹿者だけが／偉大な蜂の巣を正直な巣にしようとする。…(略)…欺瞞や奢侈や自負はなければならず／そうしてこそ恩恵がうけられるのだ」（Mandeville [1714/1729, 1732] 1988: I, 36-37; 邦訳 34 頁）。

現代の我々から見れば、このような主張はそれほど強い非難には値しないかもしれない。だが、これはアダム・スミスが『諸国民の富』（1776年）を出版する50年以上も前の話である。事実、こ

* 慶應義塾大学経済学部
susato@keio.jp

の『蜂の寓話』は1723年にミドルセックス州の大陪審から告発され、本書に対する批判文書が数多く出版されることになった（同時代の反応については、Stafford (ed.) 1997に集約されている）。いまだ経済学という学問も、経済という観点から国の発展を測る発想も、十分には確立していなかった時代である。もちろん、のちに重商主義と呼ばれる考え——貿易黒字を重視する経済政策——は理解されていたが、道徳的なレベルでは、キリスト教の影響によって、現世での享楽を悪徳と見なす発想が強かった。それに対してマンデヴィルは、個人の悪徳こそが、社会全体として（経済的な）利益になると主張したのである。

マンデヴィルの『蜂の寓話』の副題、「私悪は公益 (Private vices, Publick benefits)」は彼の主張を的確に要約している。また、これは、スミスの「見えざる手」を先取りしているだけでなく、スミス自身にも影響を及ぼしたと考えられている。したがって、経済政策のレベルでは重商主義的な側面を残しつつも（田中 1966）、マンデヴィルは、スミスと同じか、それ以上の経済的自由主義者と見なされることが多い。

この解釈を最も先駆的に、なおかつ明確に打ち出したのが、オーストリア学派を代表する、ノーベル経済学者フリードリヒ・ハイエクである。ハイエクによれば、市場を中心とする社会制度は計画的なものではなく、自生的であることにその意義がある。市場を通じてのみ、無数の情報が調整され、最適な資源配分が実現されるのであり、それは意図的・計画的な経済政策によって置き換えることはできない、と彼は主張した。このようなハイエクの主張の背景には、旧ソ連の社会主義の計画経済と欧米の市場経済との効率性をめぐる「計画経済論争」があった。

ハイエクはのちに『隷従への道』（1944年）などの著作を通じて、欧米諸国におけるケインズ主義的な経済政策をも、社会主義に通じる可能性のある「設計主義」として批判する。彼はこの設計主義に対して、自らの考えを「自生的秩序論 (theory of spontaneous order)」と名付け、諸個人の自由を重視する社会理論として展開した。これまで世界は「自然と人為」という二分法によって分類されてきたが、ハイエクによれば、この自生的秩序とは、多数の人間による無意識の行動の産物であって、特定の個人が意図して作ったものではない。市場をはじめ、言語を含む多くの社会慣習は、そのようなものとして発展し、機能しているのである（ハイエクのこの主張に対しては、様々な批判もあるが、ここではそれについてふれる紙幅がない）。

ハイエクはさらに、いくつかの論考でこの自生的秩序論の思想史的な起源を探求している。ハイエクによってその代表的な先駆者と見なされたのが、アダム・スミス、デイヴィッド・ヒューム、アダム・ファーガソンといった、いわゆる「スコットランド啓蒙」の思想家たちであった。その名が示すとおり、彼らはイングランドとの合邦（1707年）直後のスコットランドに生まれ、急速な経済発展をとげた18世紀半ばから後半にかけて思想家として活躍した。通常、啓蒙思想と言うと、フランスのヴォルテールやモンテスキュー、その他の百科全書派が知られているが、ほぼ同時期に、スコットランドでもこれら一群の思想家たちが現れ、フランスの思想家たちとも知的交流をおこなっ

た。これらスコットランド啓蒙の思想家に属すると見なされるスミスが経済学の父でもあったということは、ハイエクにとって重要な意味を持っていた。そして、自生的秩序という発想において、これらスコットランド啓蒙の思想家群に影響を与えた人物としてハイエクが名前を挙げたのが、バーナード・マンデヴィルであった (Hayek 1978)。

もちろん、マンデヴィルは経済的な自由主義者としてのみ解釈されてきたわけではない。ハイエクの同時代人にして、論敵でもあったケインズは、『雇用、利子および貨幣の一般理論』(1936年)の中で、ハイエクとは異なる解釈を示している。自由放任主義を疑い、有効需要政策を打ち出したケインズにとって、マンデヴィルは『蜂の寓話』における奢侈の擁護論を通じて有効需要の概念を広めた、重商主義の経済思想家として捉えられている (Keynes [1936] 1978: 359-362)。つまり、ケインズによれば、マンデヴィルはサプライサイドではなく、消費というデマンドサイドを重視した人物として評価されているのである。第4節でふれるように、カナダの経済学者・経済思想史家のジェイコブ・ヴァイナー (1892-1970) も、ケインズと同じく重商主義者としてのマンデヴィルを強調している。

とはいえ、現代の思想史研究者の間では、ハイエクと同じ方向で、つまり自生的秩序の思想家としてマンデヴィルを解釈する傾向が非常に強い。たとえば M・M・ゴールドスミスは、「私悪は公益」という『蜂の寓話』の副題を自らの書名に採用し、自生的秩序の発見をマンデヴィルの最も重要な貢献と見なしている (Goldsmith 1985)。E・J・ハンダート (Hundert 2005) や、ミッコ・トロネン (Tolonen 2013) らによる近年のマンデヴィル研究においても、スミスやヒュームに代表されるスコットランド啓蒙の社会理論家たちの先駆という位置づけは大きくは変わっていない。

このマンデヴィルの自由主義的解釈において問題になるのは、彼の著作、とりわけ『蜂の寓話』にくり返し登場する「政治家」の役割である。マンデヴィルが、市場を含む社会制度を完全に自生的な秩序として描き出していたとしたら、特殊な洞察力を備えた、社会秩序の創始者と管理者は不要なはずである。その場合には、のちにスミスが「見えざる手」として定式化したように、個々人が自分の利益を求めて自由に行動した結果、社会全体の利益が実現する、と考えればよいからである。だが、近代の西欧思想がそのような理解にたどり着くには長い時間を要した。人類が長らく自生的秩序という発想にたどり着かなかつた一つの証拠として挙げられるのが、古代世界よりつづく「立法者神話」であった。たとえば古代のスパルタに法を与えたのはリュクリュゴスとされていたように、つねに立法者は混沌とした社会に秩序をもたらす者として描かれてきた。したがって、神でも、超人的な立法者でもなく、長年にわたる慣習と無意識の行動の積み重ねが法体系をはじめとする社会秩序を生み出したという発想は、かならずしも西欧の社会に関する学問においては常識ではなかつたのである。市場社会が自律的に、政府の積極的な介入と指導なしに機能するという発想自体が、いかに新しいものだったかが分かるだろう。マンデヴィルですら『蜂の寓話』などの主要著作において、利己的な人間が社会を築けるように、政治家や道徳家という少数者が大衆に対し

て、他者に危害を加えることを悪、他者に益をなすことを善と呼ぶことを教え、それによって社会が成立した、と説明することがある（とくに「美徳の起源についての考察」Mandeville [1714/1729, 1732] 1988: I, 41-57; 邦訳 39-51 頁を見よ）。こうして、ハイエク流のマンデヴィル解釈をする研究者たちにとって、マンデヴィルの「巧みな政治家」をどのように解釈するかということが重要になってくる。

上に述べたように、マンデヴィル研究者の多くは、彼の描き出す政治家の役割を極小化することで、自生的秩序の先駆者としてのマンデヴィル像を強調してきた。たとえばゴールドスミスは、この政治家を「マンデヴィル流の架空の文学的装置」にすぎないとまで断言する（Goldsmith 1985: 62）。つまり、自生的秩序という新たな社会理論を見出したマンデヴィルは、それを十分に既存の言葉で伝えきれないため、実際には長い時間のかかる漸次的なプロセスを、巧みな政治家による操作・管理として説明したのだ、と言うのである。これは、一つの解釈としてはありうるだろう。新しい思想（ここでは自生的秩序という発想）を見出した思想家たちは、その思想を十分に説明できない既存の言葉でそれを説明しなければならないというジレンマに陥るからである。とはいえ、マンデヴィル自身がはっきりと政治家の役割を否定しているわけではない。むしろ、最後の著作『ダイオンへの手紙』において、彼は明確に「私的な悪徳が、巧みな政治家の巧妙な管理によって公益に転じるかもしれないということ」が『蜂の寓話』での主張だった、と述べているのである（Mandeville 1732: 36-37）。

以上のような、マンデヴィル解釈における両義性と同時に、現代の研究におけるハイエク的な解釈の優位を念頭に置いた上で、マンデヴィルのその他の著作に目を向けてみることにしよう。ある思想家の主要著作にのみ目を向けていたのでは解けない問題にも、同じ思想家の手による、あまり注目されてない著作に目を向けることで、新たな光を投じることができるかもしれない。

2. 『公営売春宿弁護論』——その書誌的背景とマンデヴィルの提案

マンデヴィルと言えば『蜂の寓話』が最も有名だが、彼はそれ以外にもいくつかのパンフレットを出版している。その一つが、フィルボルニー（ポルノ好き）という、挑発的かつ扇動的な偽名で1724年に出版された『公営売春宿の穏健な弁護論』⁽¹⁾（以下、『弁護論』と略す）という、わずか30頁足らずの短いパンフレットである。実は、このパンフレットがマンデヴィルの筆によるものかどうか、という点については若干の論争があった。マンデヴィル自身の生涯にも謎が多く、草稿類など

(1) 「公営売春宿」の原語は Public(k) Stews である。Stew（日本語で言えば食べ物の「シチュー」）には「ごたまぜ」という意味から転じて「スラム街」、「売春宿」という意味もあった。現代では、性産業に従事する人びとに対する呼称として「セックスワーカー」という語が用いられているが、以下の議論ではマンデヴィルの時代を踏まえた歴史的な議論として、あえて「売春婦」、「娼婦」などの語を用いている。

もほとんど残されていないため、オーサーシップについてはテキスト分析を基にしたインターナル・エビデンス（内的証拠）によって判断するしかない。最も重要な根拠は、マンデヴィルが『蜂の寓話』の評注 H の中でも売春婦・売春宿についてふれており、『弁護論』と同様の見解を示している（Mandeville [1714/1729, 1732] 1988: I, 94–100; 邦訳 89–94 頁; Primer (ed.) 2006: 4, 11）という点である。そのため、マンデヴィルの生きていた当時から、このパンフレットをマンデヴィルのものとする見解が大勢を占めてきた。もちろん、今後、新たな史料が発掘されることで、この問題に新たな光が投げられる可能性もあるが⁽²⁾、本論では現代の多くのマンデヴィル研究者の通説に従い、本パンフレットをマンデヴィルの筆によるものとして議論を進めていく。

マンデヴィルの生きていた当時、「風俗改良協会」という団体が存在していた。彼は『弁護論』冒頭の献辞で、この協会にこのパンフレットを捧げている。もちろん、これは彼一流の皮肉である。「風俗改良協会」は、キリスト教的な精神に基づいて、売買春による性の乱れを取り締まるため、街中にいる売春婦を連行し、むち打ちを加えていた（Horne 1978: Chap. 1）。だが、こうした取り締まりが売買春行為の減少にいっこうに貢献していない、とマンデヴィルは指摘する。ここでマンデヴィルは、強引に貞節を訴え、売春婦たちにむち打ちを加えたところで、「好色というあの偉大なりヴァイアサンが尻尾をひとふりすることで、貞節という大型船を転覆させてしまう以外に、どんなよりましなことが期待できるだろうか？」（Mandeville 1724: ii）と挑発する。それにつづくのは、古代のギリシアとローマの偉大な哲学者たちがいかに性的に乱れていたか、という議論である⁽³⁾。

著述業はいわば副業で、本業は開業医だったマンデヴィルは、人間の性欲は生まれつきのもので、強制的に押え込むことはできないと考えている。『蜂の寓話』における「不貞が貞節を守るのに役立つ」（Mandeville [1714/1729, 1732] 1988: I, 94; 邦訳 90 頁）という逆説的な指摘を（明示はしていないが）下敷きにして、『弁護論』のマンデヴィルは、売春宿を閉鎖に追い込み、すべての女性を貞節にすることを目指す風俗改良協会の試みは、必然的に失敗せざるを得ないと述べて献辞を終える。

短い序文につづけて、マンデヴィルは本文冒頭でも、風俗改良協会の手法を批判した上で、公営売春宿の設立を訴える。売買春を違法としたり、あるいは民間でおこなわれる売買春を黙認したりすることによる最大のデメリットは性病の蔓延である、と彼は言う。実際、当時は「フランス病」と呼ばれた梅毒の蔓延が社会問題となっていた（Mandeville 1724: 2）。男女を問わず、性病に罹患しても感染者はそれを隠そうとするので、さらに性病が悪化し、夫から妻へ、妻から子供へと蔓延し

(2) 18 世紀には、最初は匿名で著書を出版し、その後、読者の反応がよければ名前を明かすということが広くおこなわれていた。ただし、著者が誰かということは、議論の内容や友人・知人を通じて漏れる情報で、公然の秘密となっている場合も多い。

(3) この箇所は、アーウィン・プライマーによると、モンテーニュの『エッセー』第 3 卷第 5 章「ウェルギリウスの詩句について」を引用元としている（Primer (ed.) 2006: 45）。

てしまう。ひいては、病気の後遺症のせいで若者が結婚しなくなり、人口も減り、経済活動にも夫婦間の家庭生活にも支障が出ている、とマンデヴィルは訴える。

しかし、マンデヴィルに言わせれば、「それ自体として考慮してみれば、それら〔売買春の悪しき結果とされるもの——引用者挿入〕のうちで売買春という行為そのものの必然的な帰結であるものは、ほとんど、ないしまったく存在しない。それらは売買春の濫用と不適切な管理から生じているのだから、我々のなすべきことは、この事柄を、こうした損害を防ぐように規制することではなければならない」。ここでマンデヴィルは、人間の情念を小川に喩え、流れをせき止めるのではなく、「隣接する囲い地へと押し入り、溢れ出てしまわないようにすべき」(Mandeville 1724: 6-7) だと言う。厄介な情念を抑圧するのではなく、方向転換するという発想は、マンデヴィルのみならず、のちのスコットランド啓蒙の思想家たちにも受け継がれていく発想である (Hirschman 1977)。

つづく議論の中でマンデヴィルは、私的な売買春 (private whoring) と公的な売買春 (public whoring) を区別しているが、この区別はやや曖昧である。これには訳語の問題もある。Whoring という語には、売買春という意味に加え、より広く私通・密通という意味もあるため、かならずしも金銭的な授受を介さない異性との性的交渉も含まれる。また、公的な売買春と一口に言っても、たんに合法化するという意味から、彼が提案するように国家による売春宿の直接的な管理・運営という意味まで多様である。いずれにせよ、whoring の訳語としては売買春という言葉を使わざるを得ないが、マンデヴィルの議論の中には婚外交渉 (いわゆる不倫行為) も含まれていることに注意する必要がある。婚外交渉の場合、生まれた非嫡出子は、世間からの悪評を恐れる親によって遺棄されてしまうため、これも人口減少に拍車をかけている、と彼はつけ加えている。

このように理解された私的な売買春のもたらす様々な悪影響に対して、マンデヴィルが提案するのは「公営の売春宿を設立するだけでない。さらには、猥褻という大きな流れをこの共通のルートに向かわせるのに非常に効果的となるような、そういう特権と免責、同時に私的な売買春への抑止力を与えることでもある」(Mandeville 1724: 12)。つまり、ここでのマンデヴィルの主眼は、公的売買春の徹底を通じて (不倫行為をふくむ) 私的売買春をなるべく減らすことにある。その具体的な提案はこうだ。ロンドンに 100 の公営売春宿を設置し、各宿に 20 人の娼婦と、1 人の女性監督官を置き、その近くの建物を病院として、そこに医者を常駐させる。仮に売春婦が性病に罹患していることを隠していて、あとで発覚したら、売春宿を追放されるが、自分から申し出れば、すぐに治療を受けられるようにする。こうすることで、感染症の蔓延を効率的に防ぐことができる。

さらにマンデヴィルは、1 人の女性監督官が 20 人の売春婦を監督するとして、「その美しさ、あるいは他の性質を理由に」、客から半クラウンを受け取る 8 人、1 クラウンを受け取る 6 人、半ギニーを受け取る 4 人、1 ギニーを受け取る 2 人の 4 つのグループに分けることを提案する⁽⁴⁾。

もちろんマンデヴィルの提案は、貧困などの理由によって売春行為を強制される女性の権利を十分に考慮しているとは言えず、その意味において、現代にそのまま通用するわけではない。むしろ、

彼の議論の中には、現代的な基準では不謹慎とさえ受け取られかねない、男性中心主義的な偏見も散見される。その一方でマンデヴィル自身は、女性にも性欲を認めた上で、その性欲の強さを理由に社会的に差別されたり、貧困を強制されたりしてはならない、と考えている。

最高度の破廉恥さ猥褻さへと次第に達する一定数の若い女性たちは、毎年いる。これらの女性たちは、彼女たちの淫乱さに加えて、不道徳な行為の一覧表のほぼすべてについて罪を犯しているのが普通である。その理由は明白だ。彼女たちは、完全に親に見捨てられ、そのせいで最低ラインの、絶え間なく変化する貧困状態へと陥っている。もし彼女たちの猥褻さが生活の資を与えないとすれば、彼女たちはより罪の重い方法に頼るしかなくなるに違いない。それはたとえば、嘘、詐欺、公然たる窃盗などである。名誉を重んずるすべての猥褻な男性諸氏が証言してくれるであろうように、それら〔の犯罪——引用者挿入〕は、猥褻さに必然的に付随するものではなく、猥褻さとはほとんど関係ないものだから、こうした女性がこの世で受ける取り扱ひこそがその原因なのである。(Mandeville 1724: 16-17, 傍点は原文イタリック)

つまり、マンデヴィルによれば、こうした女性たちの貧困と、彼女たちが関わる犯罪は、性風俗に対する偏見の原因ではなく、むしろその結果なのである。これに対して彼は、公営売春宿が設立されることで、「これらの女性たちは…(略)…極度の貧困に追い込まれる前に、プロの娼婦の中の、上述のクラスのいずれかに入るだろう。そこでは、彼女たちは必要に迫られて不誠実になるのではなく、他のいかなる職業よりも、実直であろうとする誘因を多く持つであろう」(Mandeville 1724: 17-18)と主張する。さらに、売春宿の近くに設置される病院には、公営売春宿で働く女性たちが子育てをするための部屋も割り当てられている(Mandeville 1724: 26)。これらの施策によって犯罪も減少し、社会全体が利益を受けることになる、と彼は結論づける。

このような提案は、たとえばオランダのように、売買春が公的に認められている国が存在している現代では、それほどセンセーショナルとは思えないかもしれない。だが、マンデヴィルが生まれ育ったオランダにおいてすら、当時は、イギリスと同じく、売買春は非合法的な行為として黙認されていたにすぎない。それを合法化するのみならず、国家によって直接管理をするという発想が、いかに当時の常識に(あるいは、現代の常識にすら)反するものだったかが分かるだろう。

『弁護論』の後半では、公営売春宿の設立が、むしろ買春行為全般を促進するのではないかと、という批判に対して、マンデヴィルはすでに墮落しきっている人間を癒やすのは「飽き飽きするほどそれを満喫すること (satiety) によってであるに違いない」(Mandeville 1724: 72)と反論する。公的

(4) クラウンは銀貨、ギニーは金貨である。1ポンドは20シリングであるが、1クラウンは4分の1ポンドに相当し、1ギニーは21シリングであった。ライザ・ピカードの『18世紀ロンドンの私生活』によれば、18世紀の熟練銀職人の週給が1ポンド1シリングとされている(Picard 2000: 296; 邦訳343頁)。

に管理された、安全な場所で性欲を満たすことができれば、健康を損なうことなく、経済活動にも集中でき、既婚男性なら家庭を壊すこともなく、未婚男性なら「経験を積む」ことで「性愛の最高度の満足から期待しうるものについて、非常に優れた比較判断ができるようになる」(Mandeville 1724: 29)とさえ主張する。また、公営売春宿を設立したからといって、大多数の女性はすすんでそこで働こうとするわけでもない、と述べている。

最後にマンデヴィルは、公的売買春の歴史を振り返ることで自らの議論を締めくくっている。ここでの公的売買春というのは「政府が(非公式にはあるが)認可している」という意味である。イタリヤやオランダを初め、イングランドでも、市と教会が売春宿から税金を徴収する見返りにその活動を黙認していた。ワット・タイラーの乱(1381年)に際してロンドンの売春宿は一時的に弾圧されたものの、その後、ふたたび平穏を取り戻す。やがて宗教改革による風紀の締めつけによって売春宿に対する破壊・弾圧は全面化した、と述べてこの『弁護論』は終わる。つまり、冒頭でふれた、宗教改革の流れを汲む風俗改良協会の運動へと話が戻るわけである。

3. 『弁護論』をめぐる研究者の解釈

研究者の間では、ここでマンデヴィルが、国家の直接管理によるパターナリスティック(父権主義的)な公営売春宿の設立を提案していることをどのように解釈するか、ということが争点となってきた。つまり、『弁護論』での提案は、『蜂の寓話』における、いわばリベタリヤ的な主張——諸個人の自由で最大の価値を置く考え方——とは真っ向から反することになる。たとえば、英文学を専門とする、マンデヴィル研究者のアーウィン・プライマーは、この公営売春宿をマンデヴィルの真剣な提案とする見解に対して、「もし公営売春宿のためになされた彼の議論のいくつかが、不合理な推論を露呈する誤ったロジックと、擁護できない三段論法を採用としているとすれば、どうして我々は彼自身が真剣にその計画を提案しているなどと信じられるだろうか?」と疑問を呈する。他方でプライマーは、たとえばマンデヴィルとほぼ同時代人のジョナサン・スウィフトによる『穏健な提案』⁽⁵⁾とは異なり、マンデヴィルのそれは全面的な諷刺ではない、とも考えている。「他方、売春婦たちの受けている苦しみと彼女たちを従属させつづけているシステムの偽善性に関する彼の理解の正しさはけっして疑われてこなかった」(Primer (ed.) 2006: 24)。つまり、プライマーによれば、マンデヴィルの目的は、『蜂の寓話』と同じ強烈なパラドックスによって読者の注目を売春婦たちの置かれた深刻な状況へと向けさせることにあったのであり、真面目に公営売春宿を提案することにはなかったのではない、ということになるのである。

(5) スウィフトの『穏健な提案』(1729年)は、その当時のアイルランドの貧困問題を解決する方法として、アイルランドの貧しい家庭は、その子どもをイングランドの富裕層に売ってお金を手に入れ、イングランドの富裕層はその子どもを食料として食べたらい、と提案するものであった。

ここまでの議論をまとめると、これまでは『蜂の寓話』における自由放任主義的な主張がマンデヴィルの中心的な思想と考えられてきたが、『弁護論』では国家による売買春の統制が積極的に擁護されている、ということである。上に指摘したように、ケインズであれば、これを重商主義の側面として解釈するかもしれない（実際、クック [Cook 1975] はそう解釈している）。だが、それでは『蜂の寓話』に見られる自由主義的な側面を矮小化することになってしまう。⁽⁶⁾これでは、方向性は逆ではあっても、マンデヴィルの著作全体に現れる「巧みな政治家」をたんなる修辞として切り捨てるゴールドスミスの解釈と同じ過ちを犯すことになるであろう。また、プライマーのように、公営売春宿というマンデヴィルの提案そのものの意義を過小評価する解釈も同様である。それでは、リバタリアン的な側面とパターンリスティックな側面を併せ持つマンデヴィルの主張を整合的に解釈することはいかにして可能なのだろうか。

この問いに答える前に、そもそもこのような問いの立て方に対して、いくつかの疑問・批判がありうるだろう。第一に、この『弁護論』はやはりマンデヴィルの書いたものではないのではないか、という疑問がありうる。だがマンデヴィルは、自身の名前を付して出版した別のパンフレット『タイバーンにおける頻繁な処刑の原因に関する論考』（以下、『タイバーン論』）の中でも、重罪人の公開処刑が十分な犯罪抑止効果をあげていないことを指摘し、国家の積極的な介入による監獄管理と処刑方法の変更を求めているのである。しかも、このパンフレットは1725年、つまり『弁護論』の翌年に出版されている。もちろん、このことをもって『弁護論』もマンデヴィルの筆によるものと断定する理由にはならないが、仮に『弁護論』がマンデヴィルの書いたものではないとしても、なおマンデヴィルの中にある自由放任主義と介入主義の並列という問題が残るのである。

第二に、『蜂の寓話』出版時からマンデヴィルの考えが変わっただけなのではないか、という批判もありうる。たしかに、『蜂の寓話』の初版は1714年に出版されている。『弁護論』はそれから10年後の著作であり、その間に彼の考え方が変わった可能性はあるだろう。だが、その後、『蜂の寓話』初版に新たな論説が加えられ、はじめて世間の注目を集めることになった版が出版されたのは1723年である。これは『弁護論』出版の1年前、『タイバーン論』出版の2年前である。さらにマンデヴィルは1729年には『蜂の寓話』の第2巻⁽⁷⁾を出版し、前著『蜂の寓話』の内容を弁護している。これほどの短期間に彼の考えが大きく変わったと考えるのも難しいだろう。

こうして、上に示した問題、すなわち『蜂の寓話』で中心的に述べられている、自由主義的なマン

(6) たとえば Elmslie (2016) は『弁護論』を公共経済学の先駆として評価しているが、『蜂の寓話』を含めたマンデヴィル思想における一貫性の問題にはふれていない。

(7) ミッコ・トロネンは、『蜂の寓話』第2巻（邦題では『続・蜂の寓話』）というタイトルが、マンデヴィルの命名によるものではなかったことなどを踏まえ、『蜂の寓話』と第2巻の間に、連続性よりも断続性を見ている。第2巻以降の後期マンデヴィルは、スコットランド啓蒙の思想家たちにより接近し、単純な利己心論者から、社交の意義と文明の発展を積極的に評価している、とトロネンは主張している (Tolonen 2013)。

デヴィルと、『弁護論』と『タイバーン論』に現れるパターンリスティックなマンデヴィルの関係をどのように解釈すべきか、という問題に立ち戻らなければならなくなる。これはまた、ハイエクが引き出したような自由主義的な主張にもかかわらず、『蜂の寓話』の中にすらときおり登場する「狡猾な政治家」を矮小化せずに解釈することは可能か、という問題でもある。

4. ベンサムの先駆としてのマンデヴィル——『蜂の寓話』と『弁護論』の統一へ

本論が示す、『蜂の寓話』と『弁護論』とを統合的に解釈する一つの見方は、マンデヴィルを先駆的な功利主義者、とりわけベンサムの先駆者として考える、というものである。マンデヴィルの『弁護論』出版からおよそ60年後、ジェレミー・ベンサムは『道徳と立法の諸原理序説』（1789年）において功利主義という立場を明確にした。彼によると、人間は苦痛を避け、快樂を求める存在であり、政策の目標は「最大多数の最大幸福」である。以下に詳しく述べるように、一見すると相反するように見える、複数の著作におけるマンデヴィルの主張を統合的に解釈するには、「最大多数の最大幸福」をスローガンとして、通常の経済活動については最大限の自由を認めながら、公衆衛生や犯罪については積極的な介入を説いたベンサムの先駆としてマンデヴィルを捉えるのが最も妥当であると思われる。たとえばマンデヴィルは、『弁護論』において、自らの提案による社会全体の利益の実現をくり返し強調している。「この論考がたまたま成功を取めるとしたら、人類の利益 (the Good of Mankind) が私の唯一の目標である」(Mandeville 1724: Preface [4])。「この論考の主たる意図は、人類の全般的な安寧と幸福 (the general Welfare and Happiness of Mankind) を促進することにある」(Mandeville 1724: 1)。同様に『蜂の寓話』においても、彼が帰結主義的に「公益」の実現を目指していることは明らかであろう。

加えて、ベンサムに見られる法実証主義、すなわち自然法に対する厳しい批判も、マンデヴィルの中に見出すことができる。「幾人かの人々が、非合法的な快樂 (enjoyment) は自然法に反する、とどれほど主張するにしても、自然が我々にたっぷりとこの情念をつねに授けていることは確実である」(Mandeville 1724: 7)。マンデヴィルは超越的な自然法への訴えかけではなく、人間本性の世俗的・経験的な理解に基づき、適切な刑罰を設けるべきだと主張する。しかも、その適切な刑罰の理解においても、マンデヴィルはベンサムを先取りするような議論を展開する。ベンサムは『道徳と立法の諸原理序説』の第14章において、「刑罰と犯罪の均衡」を訴えている。つまり、ある犯罪に対して軽すぎる刑罰は、それが犯罪への十分な抑止効果を持たないことで、社会全体の不幸を増大させる。他方、重すぎる刑罰は、その罪に見合わない、それ以上の罰を受刑者に与えることで、やはり社会全体の不幸を増大させる。マンデヴィルも、立法府が定める刑罰は、潜在的な違反者に恐怖心を与えることで、犯罪行為から得られる満足を抑止するのに見合うものでなければならない、と言う。

そして、次のことも同じく確実である。それは、立法府が、その犯罪行為から得られる満足を差し控えるよりも、罰を受けるのではないかという心配の方が男性たちの精神に不安を与えるように、その犯罪に手を染めることに対する処罰を固定することができなければ、若い男性はこれらの欲求を満たすだろう、ということである。(Mandeville 1724: 53)⁽⁸⁾

ただし、マンデヴィルはここで売買春の非合法化を提案しているのではない。むしろ売買春に関しては、人間の性のあり方に鑑みて、法律によって取り締まることが不可能であり、したがって売春婦にむち打ちを加えたり、不貞行為を処罰したりすることは認められない、と主張しているのである。

そもそもマンデヴィルは、18世紀中葉の社会で大きな批判を招いた彼の過激な主張にもかかわらず、人びとに違法行為を勧めているわけではなかった。彼が弁護の対象としたのは、むしろ当時の宗教的・道徳的な悪徳であつたにすぎない。しかも彼は、当時の人びとが悪徳と見なしていた奢侈を、不道徳 (immoral) ではない、むしろ道徳とは無関係な (amoral) ものとして擁護したのである。ベンサムもまた、通常の経済活動については、各人の求めるものは本人が最もよく理解しているという前提に立ち、スミスの経済的自由主義を基本的に受け入れている。

他方でベンサムもマンデヴィルも、とりわけ刑罰と公衆衛生については、非常にパターンリスティックな提案をしている。たとえばベンサムは、街中から浮浪者を一掃するため、浮浪者を連行した人間に一定の報奨金を与え、その報奨金は浮浪者たちを矯正院で働かせることで支弁しよう、と提案している (Bentham [1797] 1962)。このような主張は、ときに個々人の権利侵害に対して十分に敏感ではないという、通俗的な功利主義のイメージに寄与してきた。だが、これまで非合法とされてきた行為であっても、それが本来的に最大多数の最大幸福を害しないかぎりには合法とすべし、という改革者としての側面もベンサムにはある。たとえばベンサムが草稿の中で、当時、法的処罰の対象となっていた同性愛を擁護していたことはよく知られている (Schofield 2009: Chap. 6)。強制がなく、互いの合意があれば、同性愛を認めることは、むしろ社会全体の幸福の増大に寄与するのである。さらにベンサムは、死後出版された『刑罰原理』では、売買春の禁止によって売春婦に対する差別が拡大していることを指摘しつつ、売買春の非合法化に反対している。「これらの〔売買春を非合法とする——引用者挿入〕法律にどのような効果があるのか？ それはただ、これらの女性たちが非難される原因となる墮落を増やすだけである」(Bentham 1838: 565-566)。この論調は、上に挙げたマンデヴィルの議論を彷彿とさせる。ベンサムはつづけて、老齢となった売春婦のための基金設立を訴える。「特定の年齢から開始される年金を設立することが望ましい。これらの年金は、収穫の時期が必然的に短く、だがときおりかなりの利益をもたらす、この哀れな状況に適用されなければならない」(Bentham 1838: 566)。ベンサムはここで、若いときだけ相当の収入が得られるが、そ

(8) Mandeville [1714/1729, 1732] 1988: II, 271; 邦訳 286 頁も見よ。

の後の補償がまったくない元売春婦たちの生活保障まで提案している。興味深いことに、実はマンデヴィルも同様の提案をすでに『弁護論』の中で展開していたのである。

これ〔公営売春宿——引用者挿入〕を設立するための費用を賄うには、まったく穏当な額の税金で十分であろう。というのも、もし第一のクラス〔の売春婦——引用者挿入〕が年にわずか40シリングを支払い、残りもそのクラスに応じて支払えば、それだけで年に1万ポンド以上になるだろうからだ。これだけあれば、…(略)…非嫡出子と孤児と、老齢となった元娼婦の扶養のための十分な基金も設立できるだろう。(Mandeville 1724: 14)

ベンサムについては、彼の自由主義と権威主義との「緊張関係」がしばしば指摘されてきた(Schofield 2009: 18; 邦訳 25 頁)。この点については、マンデヴィルにも同様の緊張関係が見出せると言えるだろう。したがって、ベンサムを持ち出しても、マンデヴィルにおける両側面の緊張関係が完全に解消されるわけではない。とはいえ、マンデヴィルとベンサムが、人間本性に関する徹底した世俗的理解に基づき、個人の自由な活動を大幅に認めながら、他者と社会全体に危害を及ぼす行為については適切な刑罰と管理によって積極的に抑制しようという二つの側面を共有している⁽⁹⁾、ということは認められるだろう。また、積極的な管理といっても、管理・介入そのものを目的としているわけではなく、当時の道德規範を改革し、そこから人びとを解放しようという発想がその根底に流れている、という点でも両者は共通している。

以上のことを踏まえるならば、マンデヴィルをベンサムの先駆と見なす解釈は、それほど突飛なものではないだろう。実際、ベンサムは『道德と立法の諸原理序説』のある注で、ラ・ロシュフコー、マンデヴィル、エルヴェシウスの名前を挙げ、「独創的なモラリストたち」と評価しているのである(Bentham [1789] 1996: 102 note g; 邦訳 179 頁)。

ところが、マンデヴィルとベンサムを結びつける解釈は、ベンサム研究者の間でも、マンデヴィル研究者の間でも、これまでほとんど提起されたことがない。たしかに、マンデヴィルの思想が功利主義的だ、と評されることはあった。たとえば、校訂版の『蜂の寓話』の編纂者として知られるF・B・ケイは、マンデヴィルの倫理思想を「理論上の哲学的無政府主義と実践上の功利主義の結合」(Kaye [1924] 1988: lvi)と表現し、「マンデヴィルの功利主義は際立っている」(lix)、「しかし実践的

(9) ベンサムと言えば「パノプティコン（一望監視施設）」で知られるほど、この功利主義の祖は監獄の効率的な運営について提案をしていたが、マンデヴィルも『タイバーン論』において、多数の独房を作って囚人を隔離するという監獄改善策を提案している。「第一に、私は犯罪者の各人をひとりずつ収監する。けっして彼らに会話をさせるべきではない。一辺が12フィートの部屋を100室、作ることは（ここでは煙突、快適な窓、均整、美しさは度外視されるだろう）大した出費ではないだろう」(Mandeville 1725: 38-39)。

には、理論的にはつねにそうではないが、彼は功利主義者である」(lxi)とさえ言っている。しかしながら、ここでケイが強調する功利主義は、ベンサムのあるいはそれ以降の功利主義というわけではない。

私は「功利主義」という語を、哲学の専門家が通常それを用いるものよりも緩やかな意味で用いている。…(略)…さらに、この語の私の非専門的な使い方は、マンデヴィルの時代の倫理思想のありように類似したものである。この当時、功利主義理論は、それが現代帯びている、より特殊な含意をまだ帯びておらず、これに対応していたのは、抽象的な原理ではなく、帰結とその道徳理論の試金石とする倫理学にすぎなかった。(Kaye [1924] 1988: xlvi–xlix, note 1)

他のマンデヴィル研究者の間でも、快楽主義や世俗的傾向という程度の意味で功利主義という語がときおり使われることがあっても、ベンサムとの関連でマンデヴィルの思想が理解されることはまったくと言ってよいほどない。プライマーの編集による、マンデヴィル思想の様々な側面に光を当てた論文集『マンデヴィル研究 バーナード・マンデヴィル博士の作品と思想に関する新たな探求』(Primer (ed.)1975)においても、ベンサムの名前は一度も登場しない。

このことは、ベンサム研究者の間でも同様である。たとえばジョン・デインウィディの短い『ベンサム』(Dinwiddy 1989)、フィリップ・スコフィールドの『功利主義と分配的正義 ジェレミー・ベンサムと民法』(Schofield 2006)、同『ベンサム 功利主義入門』(Schofield 2009)などにもマンデヴィルの名前は一度も登場しない。

マンデヴィルとベンサムの両方に言及がなされる場合にも、むしろ対比されることが多い。たとえば、上に挙げたハイエクは、こう述べている。

マンデヴィルとアダム・スミスが彼らの議論を「利害の自然的な一致」に基礎づけたのに対して、他方、(疑いもなくマンデヴィルとヒュームから多くを負っていた)エルヴェシウスおよび彼を継承したジェレミー・ベンサムは「利害の人為的一致」を考えていたということをはじめて示唆したのは、エリー・アレヴィであった。(Hayek 1978: 260; 邦訳 116 頁)

ここでハイエクが引用しているエリー・アレヴィは、ベンサムと功利主義研究の先駆『哲学的急進主義の成立』(Halévy [1934] 1955, ただし原著はフランス語で 1901 年刊)の著者である。アレヴィは、ハイエクの指摘するとおり、個別利害と全体の利害の自然的な一致を説くマンデヴィルと、両者の人為的一致を説くエルヴェシウスの間に線を引き、エルヴェシウスのベンサムへの影響を強調した。それどころかアレヴィは、マンデヴィルが「私悪」を出発点にしていることを取り上げつつ、「ヒュームおよびブラウンからゴドウィンおよびマルサスに至る最大幸福主義的伝統につながりを持つすべ

ての道徳理論家がやがてマンデヴィルに向ける批判」(Halévy [1934] 1955: 15-16; 邦訳 28-29 頁)を強調している。上の引用につづけてハイエクは、自分と異なる見解を主張している経済学史家のジェイコブ・ヴァイナーの議論を批判しつつ、こうつけ加えている。「しかるにヴァイナー教授は、エルヴェシウスはこの利害の人為的一致という概念をマンデヴィルからひきだしたのだ、と示唆している」。だが、ヴァイナーもまた、このような利害の人為的一致によってマンデヴィルとベンサムを結びつけるのではなく、「マンデヴィルは当時の支配的な重商主義の確信的な擁護者であった」(Viner [1953]1958: 341)と主張するに留まっている。

マンデヴィルの思想をベンサムから照らし出すという発想が、これまでの思想史研究においてほとんど見出されなかったことには、一定の理由もある。通常、思想史研究においては、思想家間の影響関係がとくに重視される。この「影響」という観点からすれば、マンデヴィルはのちのベンサムを知らずにこの世を去っているのだから、当の思想家が知りえない、のちの時代の枠組みを持ち出すことは、アナクロニズム(時代錯誤)として批判されてしまうことが多い。逆に、本稿が指摘した点をもって、ベンサムがマンデヴィルから影響を受けている、とまで主張することも難しいだろう。マンデヴィルはのちの世代には主として『蜂の寓話』の著者としてのみ知られており、ベンサムならずとも、彼の同時代人たちが60年近く前に出版された匿名のパンフレットにまで精通していたと主張するには、さらなる裏付けが必要である。とはいえ、ベンサムを参照点として、矛盾に満ちているとされるマンデヴィルの思想を再検討するとき、自由主義者か、重商主義者か、という二者択一の枠に収まらない、改革者としてのマンデヴィルの姿が明らかになるだろう。

5. 結び

ちょうどマンデヴィルとベンサムに挟まれた、スコットランド啓蒙を代表する哲学者・歴史家のデイヴィッド・ヒュームは『道徳原理研究』(1751年)の中でこう述べている。

奢侈、すなわち生活上の様々な娯楽と便益品における洗練は、長らく、統治におけるあらゆる墮落、党派争い、騒乱、内乱、自由の全面的な喪失の直接的な原因であると想定されてきた。…(略)…こうした洗練が、むしろ勤労と礼節と技芸とを増大させる傾向にあることを証明する人々、ないし証明しようと試みる人々は、我々の道徳的のみならず、政治的感情をも調整しなおし(regulate anew)、かつては有害で非難すべきと見なされていたものを、称賛すべき、あるいは無害なものとして表現するのである。(Hume [1751] 1975: 181; 邦訳 16 頁、傍点は原文イタリック、訳は変更した)

ここでヒュームが指摘しているのは奢侈についてであるが、彼もまた処女作『人間本性論』第3巻

(1740年)の中で、貞節を「人為的徳」と指摘して(Hume [1739-40] 1978: 570-573; 邦訳 129-133頁)、非難されている。つまり、長らく女性の守るべき徳目とされてきた貞節すら、神や自然法によって定められたものではない、というのである。18世紀から19世紀前半を通じて、急速に経済発展をとげつつあった英国を生き延びたマンデヴィル、ヒューム、ベンサムらは、それぞれの著作を通じて、それぞれ違った形ではあれ、「道徳的のみならず政治的感情を調整しなおす」人々であった。たしかにマンデヴィルは、ベンサムのように憲法典の整備や立法府の改革を積極的に訴えかけたわけではない。だが、ベンサムに先立つこと60年も前の時代にあつては、センセーショナルな主張で社会の注意を喚起することの方が優先されたとも言えるだろう。もしもマンデヴィルが、同時代の社会規範に照らして不道徳と思われていた様々な活動に対して、ときには(それが奢侈であれば)各自の自由な判断に任せ、ときには(それが性病を拡大しかねない売買春であれば)国家による管理を通じて、最終的には人びとの意識を改革しようとしていたと考えるならば、ベンサムへとつづく意識改革の一つの出発点としてマンデヴィルを位置付けることができるのではないだろうか。

参 考 文 献

- Bentham, Jeremy [1776] (1988), *A Fragment on Government*, ed. by J. H. Burns and H. L. A. Hart, with an introduction by Ross Harrison, Cambridge: Cambridge University Press.
- [1789] (1996), *An Introduction to the Principles of Morals and Legislation*, ed. by J. H. Burns and H. L. A. Hart, in *The Collected Works of Jeremy Bentham*, Oxford: Clarendon Press. (山下重一訳(抄訳)『道徳および立法の諸原理序説』、『世界の名著 ベンサム, J・S・ミル』関嘉彦責任編集, 中央公論社, 1997年, 所収)
- [1797] (1962), “Tracts on Poor Laws and Pauper Management,” ed. by John Bowring, in Vol. 8 of *The Works of Jeremy Bentham*, New York: Russell & Russell, pp. 369-439.
- (1838), *Principles of Penal Law, in the Works of Jeremy Bentham, Now first collected: under Superintendence . . .*, Edinburgh.
- Cook, Richard I. (1975), “‘The Great Leviathan of Lechery’: Mandeville’s Modest Defence of Public Stews (1724),” in Primer (ed.), *Mandeville Studies*, pp. 22-33.
- Dinwiddy, John R. (1989), *Bentham*, Oxford: Oxford University Press. (永井義雄・近藤加代子訳『ベンサム』日本経済評論社, 1993年)
- Elmslie, Bruce (2016), “Public Stews and the Genesis of Public Economics,” *Oxford Economic Papers*, 68: 1, pp. 1-15.
- Goldsmith, M. M. (1985), *Private Vices, Public Benefits: Bernard Mandeville’s Social and Political Thought*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Halévy, Élie [1934] (1955), *The Growth of Philosophic Radicalism*, trans. by Mary Morris, with a preface by A. D. Lindsay, London: Faber & Faber Limited, Rep. Boston: The Beacon Press. (永井義雄訳『哲学的急進主義の成立 ベンサムの青年期 1776-1789年』法政大学出版局, 2016年)
- Hayek, Friedrich A. von (1978), “Dr Bernard Mandeville,” *New Studies in Philosophy, Politics, Economics and the History of Ideas*, London: Routledge & Kegan Paul Ltd. (『医学博士バーナード・マンデヴィル』, 田中真晴・田中秀夫訳『市場・知識・自由』ミネルヴァ書房, 1986年, 第4章(100-133頁) 所収)
- Hirschman, Albert O. (1977), *The Passions and the Interests: Political Arguments for Capitalism*

- Before Its Triumph*, Princeton, NJ: Princeton University Press. (佐々木毅・旦祐介訳『情念の政治経済学』法政大学出版局, 1985年)
- Horne, Thomas A. (1978), *The Social Thought of Bernard Mandeville: Virtue and Commerce in Early Eighteenth Century England*, New York: Columbia University Press.
- Hume, David [1739–40] (1978), *A Treatise of Human Nature*, ed. by L. A. Selby-Bigge, revised by P. H. Nidditch, Oxford: Clarendon Press. (伊勢俊彦・石川徹・中釜浩一訳『人間本性論 第3巻: 道徳について』法政大学出版局, 2012年)
- [1751] (1975), *An Enquiry Concerning the Principles of Morals*, in *Enquiries Concerning Human Understanding and Concerning the Principles of Morals*, ed. by L. A. Selby-Bigge and P. H. Nidditch, Oxford: Oxford University Press. (渡部峻明訳『道徳原理の研究』哲書房, 1993年)
- Hundert, E. J. (2005), *The Enlightenment's Fable: Bernard Mandeville and the Discovery of Society*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Kaye, F. B. [1924] (1988), Introduction to *The Fable of the Bees or Private Vices, Publick Benefits*, with a commentary by F. B. Kaye, 2 vols, Indianapolis: Liberty Fund, Vol. 1, pp. xvii–cxlvi.
- Kelly, Paul (1990), *Utilitarianism and Distributive Justice: Jeremy Bentham and the Civil Law*, Clarendon Press.
- Keynes, John Maynard [1936] (1978), *The General Theory of Employment, Interest and Money*, in Vol. 7 of *The Collected Works of John Maynard Keynes*, Cambridge: Cambridge University Press. (間宮陽介訳『雇用, 利子および貨幣の一般理論』上下巻, 岩波書店, 2008年)
- Mandeville, Bernard [1714/1729, 1732] (1988), *The Fable of the Bees or Private Vices, Publick Benefits*, with a commentary by F. B. Kaye, 2 vols, Indianapolis: Liberty Fund. (泉谷治訳『蜂の寓話』法政大学出版局, 1985年, 泉谷治訳『続・蜂の寓話』法政大学出版局, 1993年)
- (1724), *A Modest Defence of Publick Stews: Or an Essay upon Whoring*, London: Printed by A. Moore.
- (1725), *An Enquiry into the Causes of the Frequent Execution at Tyburn . . .*, London: Printed and Sold by J. Roberts in Warwick-Lane.
- (1732), *A Letter to Dion, Occasion'd by his Book Call'd Alciphron, or the Minute Philosopher, by the Author of the Fable of the Bees*, London: Printed and Sold by J. Roberts in Warwick Lane.
- Nacol, Emily C. (2015), “The Beehive and the Stew: Prostitution and the Politics of Risk in Bernard Mandeville’s Political Thought,” *Polity*, 47:1, pp. 61–83.
- Picard, Liza (2000), *Dr Johnson’s London: Life in London, 1740–1770*, London: Weidenfeld & Nicolson. (田代泰子訳『18世紀ロンドンの私生活』東京書籍, 2002年)
- Primer, Irwin (ed.) (1975), *Mandeville Studies: New Explorations in the Art and Thought of Dr. Bernard Mandeville (1670–1733)*, The Hague: Martinus Nijhoff.
- Primer, Irwin (ed.) (2006), *Bernard Mandeville’s “A Modest Defence of Publick Stews”: Prostitution and Its Discontents in Early Georgian England*, New York: Palgrave Macmillan.
- Schofield, Philip (2006), *Utility and Democracy: The Political Thought of Jeremy Bentham*, Oxford University Press.
- (2009), *Bentham: A Guide for the Perplexed*, Continuum: New York; London. (川名雄一郎・小畑俊太郎訳『ベンサム 功利主義入門』慶應義塾大学出版局, 2013年)
- Stafford, J. Martin (ed.) (1997), *Private Vices, Publick Benefits? The Contemporary Reception of Bernard Mandeville: A Collection of 16 Books, Articles, Pamphlets, etc. Written Mainly During the 1720s in Response to the Fable of the Bees*, Ismeron: Solihull.
- Swift, Jonathan (1729), *A Modest Proposal for Preventing the Children of Poor People from Being*

a Burthen to their Parents or Country, and for Making Them Beneficial to the Publick. By Dr. Swift, Dublin, printed by S. Harding: London, re-printed; and sold by J. Roberts in Warwick-lane, and the Pamphlet-Shops. (原田範行訳「慎ましき提案」, 原田範行編訳『召使心得 他四篇 スウィフト諷刺論集』平凡社, 2015年, 123-140頁, 所収)

Tolonen, Mikko (2013), *Mandeville and Hume: Anatomists of Civil Society*, Oxford: Voltaire Foundation.

——(2014), “The Gothic Origin of Modern Civility: Mandeville and the Scots on Courage,” *Journal of Scottish Philosophy*, 12: 1, pp. 51-69.

Viner, Jacob [1953] (1958), “Introduction to Bernard Mandeville, A Letter to Dion (1732),” *The Long View and the Short: Studies in Economic Theory and Policy*, The Free Press: Glencoe, Illinois, 1958.

田中敏弘 (1966), 『マデヴィルの社会・経済思想 イギリス 18世紀初期社会・経済思想』有斐閣。

森村敏己 (1993), 『名誉と快樂 エルヴェシウスの功利主義』法政大学出版局。